平成29年度「ねんきん定期便」オモテ(50歳未満の方)平成29年8月~



親展

「ねんきん定期便」です。年金加入記録をお送りします。

KKR

国家公務員共済組合連合会 年金部

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎 KKR年金相談ダイヤル 0570-080-556 (ナビダイヤル) 0570におかけになれない場合等 03-3265-8155 (一般電話) 受付時間 月〜金曜日(土日祝日・年末年始を除く) 9:00〜17:30 おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

KKRホームページ http://www.kkr.or.jp/

在職中の方の住所変更については、ご所属の共済組合へお申し出ください。

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください。

(雨などで濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)



基礎年金番号	私学共済の加入者番号

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)

	国民年金(a)		年金加入期間 合			
第 1 号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)	船員保険(c)	(未納月数を除く)	合算対象期間等	受給資格期間
月	月	月	月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険(b)						
一般厚生年金	国共済厚生年金および 地共済厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計	月	月	月
月	月	月	月			

- ・「第1号被保険者(未納月数を除く)|欄には、この「ねんきん定期便|の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。
- ・(d)欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)」および「特定期間」の合計月数を表示しています。 この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

2. これまでの加入実績に応じた年金額と

【参考】これまでの保険科制的額(系計額)
(1)国民年金
(2) 厚生年金保険
一般厚生年金期間
国共済厚生年金期間および地共済厚生年金期間
私学共済厚生年金期間
(1)と(2)の合計

加入実績に応じた年金額(年額)		
老齢基礎年金		
	円	
老齢厚生年金		
	円	
	円	
	円	
	円	

保険料納付額(累計額)		
国民年金保険料(第1号被保険者)		
	円	
厚生年金保険料(被保険者負担額)		
	円	
	円	
	円	
	円	

これまでの加入実績に応じた年金額について

- ・これまでの加入実績(受給資格期間)のみをもとに計算した年金額(年額)を表示しています。
- ・年金額は、年金加入記録に不備があることにより、表示していない場合があります。「一般厚生年金期間」はお近くの年金事務所へ、「国共済厚生年金期間 および地共済厚生年金期間」は当会年金部へ、「私学共済厚生年金期間」は日本私立学校振興・共済事業団へお問い合わせください。
- ・船員組合員期間または日本鉄道共済組合や日本たばこ産業共済組合の組合員期間を有するときは、「国共済厚生年金期間および地共済厚生年金期間」に表示されている年金額が変動する場合があります。

【参考】これまでの保険料納付額(累計額)について

- ・国民年金の保険料納付額は、加入当時の保険料額をもとに計算しています。
- ・厚生年金保険の保険料納付額(被保険者負担額)は、加入当時の標準報酬月額などと保険料率(掛金率)をもとに計算しています。

平成29年度「ねんきん定期便」ウラ(50歳未満の方)平成29年8月~

「最近の月別状況です」の見方

「国民年金(第1号・第3号)納付状況」欄について

納付済	保険料を納めた期間 (保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含む。)		
未納	保険料を納めていない期間 または「ねんきん定期便」の作成時点で納付が確認できない期間		
3号	第3号被保険者の期間		
全額免除	保険料が全額免除の期間		
半額免除	保険料が半額免除され、残りの半額を納めた期間		
半額未納	保険料が半額免除されたが、残りの半額を納めていない期間		
3/4免除	保険料が 3/4 免除され、残りの 1/4 を納めた期間		
3/4未納 保険料が 3/4 免除されたが、残りの 1/4 を納めていない			
1/4免除	保険料が 1/4 免除され、残りの 3/4 を納めた期間		
1/4未納	保険料が 1/4 免除されたが、残りの 3/4 を納めていない期間		
学生特例等	学生納付特例または若年者納付猶予が認められた期間		
付加	付加 付加保険料を納めた期間		
合算	算 国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間 (参考情報であり、年金請求時に書類による確認が必要です。)		
未加入	*加入 20歳以上60歳未満の期間のうち、どの年金制度にも加入していなかった期間		

雨などで濡れている場合は、十分に乾かしてから ★ はがしてください。

最近の月別状況です

表面の年金加入期間や下記の月別状況に「もれ」や「誤り」があると思われる方、特に転職が多い場合、姓(名字)が変わったことがある場合などは、当会年金部にお問い合わせいただき、ご自身の年金加入記録をご確認ください。

年月	国民年金	厚生年金保険			
(平成)	(第1号·第3号) 納付状況	加入区分	標準報酬月額 (千円)	標準賞与額 (千円)	保険料納付額

批

Ã

16

闽

思

・納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されることがあります。

この「ねんきん定期便」は下記の時点で作成しており、平成 年 月までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および	国共済厚生年金期間および	私学共済
一般厚生年金期間	地共済厚生年金期間	厚生年金期間

「連合会からのねんきん定期便について」のご案内

「ねんきん定期便」の詳細については、KKRホームページをご覧ください。

kkr ねんきん定期便 検索

(http://www.kkr.or.jp/nenkin/kumiaiin_taishoku/teikibin/index.html)

ホーム ➤ 厚生年金・退職等年金給付 ➤ これから年金を受給される方

▶ 連合会からの「ねんきん定期便」について

平成29年度 全国年金相談会のご案内

連合会では、年金額の試算や請求手続などの年金に関する様々なご相談に 応じるため、全国各地で「個別面談による年金相談会」を開催しております。

詳しくは、KKRホームページをご覧ください。 kkr 年金相談会 検索

(http://www.kkr.or.ip/nenkin/soudan_shisan/soudan/soudankai/index.html)

ホーム ▶ 厚生年金・退職等年金給付 ▶ 年金相談・年金試算

➤ 年金相談について > 年金相談会のご案内